赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県産農産物のブランド力の強化と安定した生産、供給を確保するため、公益財団法人山梨県農業振興公社(以下、「公社」という。)が行う甲斐ベリー7の早期産地化推進事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりと する。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする公社は、補助金交付申請書(様式第1号) を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 2 事業の実施については、前項の補助金の交付決定後に着手するものとする。 ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合、 公社は知事の指導・助言を受けた上で、交付決定前着手届(様式第3号)を知事 に提出しなければならない。

(補助金の交付条件)

- 第5条 補助金の交付条件は規則第6条の規定によるもののほか、次に掲げるものとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請 書(様式第5号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂 行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受け なければならない。
 - (4) この事業により取得した財産等については、財産管理台帳(様式第6号)を整備し、善良なる管理のもと、効率的な運用を図るものとする。

(補助金の交付)

- 第6条 補助金の交付は精算払いとする。
 - ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いにより交付することができるものとする。
- 2 前項の規定により概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

(状況報告)

第7条 公社は、補助金の交付の決定に係る年度の11月30日現在において、遂 行状況報告書(様式第8号)を作成し、当該年度の12月15日までに提出する ものとする。

(実績報告)

第8条 事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書 (様式第9号)により、事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した 条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、公社に通知するものとする。

(処分の制限)

- 第10条 公社は、当該事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産 (以下、「取得財産等」という。)については、知事が別に定める期間(以下 「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、 取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、 又は担保に供してはならない。
- 2 前項に規定する財産処分制限期間は、補助金交付の目的及び農林畜産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)を勘案し、交付決定のときに示すものとする。
- 3 公社は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第10号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第11条 公社は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、 かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し補助事業終了の年度の翌年度 から起算して5年間保管しておかなければならない。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
赤系ぶどう早期産地化推進事業	1 苗木生産人件費 給与、職員手当等 2 苗木生産ほ場設置・管理費 需用費、役務費、使用料及び 賃借料等 但し、苗木の売払等の収入が あるときは、補助対象経費の総 額から、収入額を控除した額を 補助対象経費とする。	定額	1 補助対象とは、

山梨県知事 殿

公益財団法人山梨県農業振興公社 理事長氏 名(印)

赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金交付要綱第3条の規定により補助金交付を申請します。

1 補助金交付申請額

円

- 2 添付書類
 - (1) 事業実施計画書(別紙1)
 - (2) 知事が必要と認めるもの

事業実施計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

補助金対象経費	内 容	備考
1 苗木生産人件費		
2 苗木生産ほ場設置・管理費		

3 経費の配分及び負担区分

	公市光弗	負 担	区分	
区分	総事業費 (A) + (B)	県補助金 (A)	その他 (B)	備 考
合 計				

- (注1) 「区分」の欄については、別表の補助対象経費の欄から該当する補助対象経費名を記入すること。
- (注2) 備考欄には、経費の積算根拠を記入すること。

4 収支予算(決算)

(1) 収入の部

			本年度予算額	前年度予算額	比較	備	考	
	区	分	(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減	LIN	
1	県補助金		円	円	円	円		
2	その他							
	合	計						

(2) 支出の部

区分		本年度予算額	前年度予算額	比較	備 考		
		(本年度精算額)	(本年度予算額)	増	減		
		円	円	円	円		
合	計						

(注1) 「区分」の欄については、別表の補助対象経費の欄から該当する補助対象経費名を記入すること。

5 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

公益財団法人山梨県農業振興公社 理事長 氏 名 殿

山梨県知事

赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金交付決定通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって申請のあった赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条第1項により、次のとおり交付決定しました。

1	補助金の交付対象となる事業及びその内容は、	補助金交付申請書の記載どおりと
す	る。	

補助事業に要する経費	<u>金</u>	円
補助全の類	全	Ш

補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

3 赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金交付要綱第10条に定める財産処分制限 期間は次のとおりとする。

•	0000	○○年
•	$\triangle\triangle\triangle\triangle$	〇〇年

山梨県知事 殿

公益財団法人山梨県農業振興公社 理事長氏 名(印)

赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金交付決定前着手届

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付申請した赤系ぶどう早期産地化推進 事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条第2項により、次のとおり届出 します。

- 1 交付決定前に着手する理由
- 2 交付決定前に着手する内容

区 分	事業費	着手年月日	完了(予定) 年月日	備考
	円			

- 3 届出に関する承諾事項
 - ① 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は公社が負担します。
 - ② 届出に係る事業は、着手から交付決定を受けるまでの期間内において、計画変更を行いません。

山梨県知事 殿

公益財団法人山梨県農業振興公社 理事長 氏 名 (印)

赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金変更承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号により補助金の交付決定があった赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金について、次のとおり変更したいので、赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金交付要綱第5条の(1)の規定により申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更事業の内容
- 3 添付書類
 - (1) 事業実施計画書(別紙1に準ずる)
 - (2) 知事が必要と認めるもの

(注)

- 1 事業実施計画書については、補助金の交付決定を受けた事業の内容及び経費の 配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更 部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載する。
- 2 添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付する。

山梨県知事 殿

公益財団法人山梨県農業振興公社 理事長 氏 名 (印)

赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金中止(廃止)承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった赤系ぶどう早期産地化推進 事業費補助金について、次のとおり中止(廃止)したいので、同補助金交付要綱第5条 の(2)の規定により申請します。

- 1 中止 (廃止) の理由 ※できるだけ具体的に記入すること。
- 2 中止の期間 (廃止の時期)

財 産 管 理 台 帳

事業実施年度	令和○○年度	補助金名		赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金							
			経費の配分		処分制限期間		処分の状況				
	財産の内容		取得日	事業費	負担			耐用 処分制限 年数 年月日	承認処分の年月日内容		摘要
			尹 未貝	県費	その他	年数	内 容				
財産の名称、 ※詳細に記	設置場所、構造 入する	步、数量等									

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 - 4 この書式により難い場合には、必要事項を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

山梨県知事 殿

公益財団法人山梨県農業振興公社 理 事 長 氏 名 (印)

赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金概算払請求書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった赤系ぶどう早期産地化推進 事業費補助金について、同補助金交付要綱第6条により次のとおり概算払いの請求をし ます。

1 概算払請求額 円

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額	備考
円	円	円	円	

- 3 概算払い請求の理由
- 4 支払いの方法

口座振替

金融機関名		
	本店 ・ 支店(支店名)
預金種別	当座・普通_	
口座名義		
口座番号	NO.	

山梨県知事 殿

公益財団法人山梨県農業振興公社 理事長氏 名(印)

赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金遂行状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号により補助金の交付決定があった赤系ぶどう早期産地化推進事業の遂行状況について、赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金交付要綱第7条により次のとおり報告します。

		事 業 の 遂 行 状 況					
事業名	総事業費	11月30日まで完了 したもの		12月1日以降に実施するもの		備考	
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日		
	円	円	%	円			

山梨県知事 殿

公益財団法人山梨県農業振興公社 理 事 長 氏 名 (印)

赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあった赤系ぶどう早期産地化推進 事業費補助金について、次のとおり事業を完了したので、同補助金交付要綱第8条によ り報告します。

1 補助金の額

円

- 2 添付書類
 - (1) 事業実績報告書(別紙1に準ずる)
 - ※軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
 - (2) 知事が必要と認めるもの
- (注) 1 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分 を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
 - 2 口座振替の振込金融機関名、預金種別、口座名、口座番号等を記載したもの を添付すること。

山梨県知事 殿

公益財団法人山梨県農業振興公社 理事長 氏 名 (印)

赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金財産処分承認申請書

令和○○年度○○事業費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、 赤系ぶどう早期産地化推進事業費補助金交付要綱第10条により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由

(添付書類)

- 財産管理台帳
- ・その他知事が必要と認める書類